

第4節 自然と共生したうるおいのある環境の実現

立山連峰や富山湾に代表される豊かな自然環境は県民の誇りであり、この自然環境を将来の世代に継承する必要がある。一方、私たち人間の社会経済活動は、時として自然の持つ復元力を超えるようなレベルにまで至ることがある。

このため、多様な自然環境の体系的な保全や生物の多様性の確保を図るとともに、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保するなど自然との共生を図る。

1 すぐれた自然環境の保全

(1) 自然環境の状況

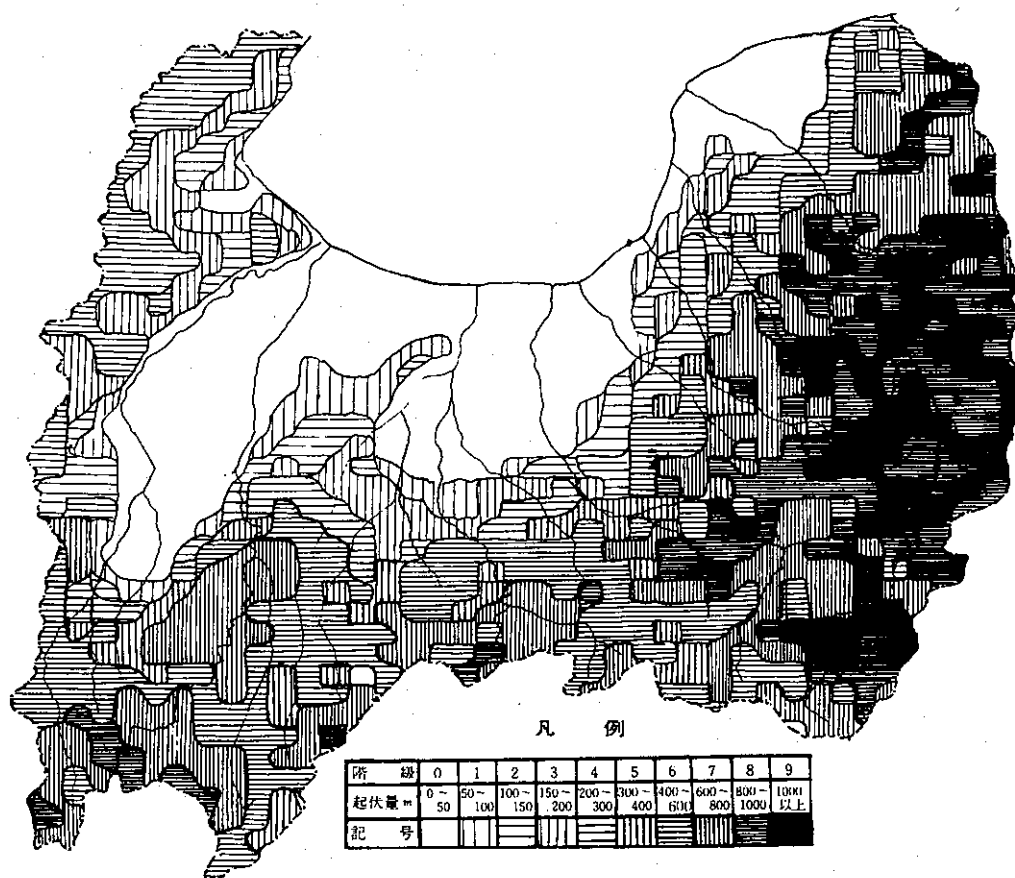
本県は、東に日本を代表する立山連峰、南に飛騨山地に続く山々、中央から西にかけては丘陵地があり、北は富山湾に面している。また、これら立山連峰などの山々を源として流れ出す各河川によりつくり出された扇状地によって富山平野が形づくられている。

地形のけわしさの目安となる起伏量* は、図1-31のとおり大きく、本県特有のけわしさが見受けられる。特に県東部では大きくなっているが、これは東部に高い山岳が多いことによるものである。

また、この地域では、これまでに人為の一切加わっていない原生的な植生があり、優れた自然が多く残っている。

* 起伏量 … 定面積内の最高地点と最低地点の標高差のことで、起伏量が大きいほど平均傾斜も大きくなる。

図1-31 起伏量図



環境省が6～10年度に行った「緑の国勢調査(自然環境保全基礎調査)」によれば、植生自然度10又は9（自然度の高い天然林及び自然草原）の地域が県土に占める割合は30.0%で、全国平均18.9%を大きく上回り、北海道、沖縄に次いで全国第3位、本州では第1位にランクされており、貴重な自然がよく保存されていることがわかる。

特に県東部の山岳地帯では、自然度10、9のすぐれた自然が損なわれることなく現在まで引き継がれてきている。その現状は、図1-32のとおりである。

これらのすぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、国においては、中部山岳国立公園、白山国立公園及び能登半島国立公園の3地域を指定し、県においては、朝日、有峰、五箇山、白木水無^{しらきみずなし}及び医王山の5地域を県立自然公園に指定している。これら自然公園の

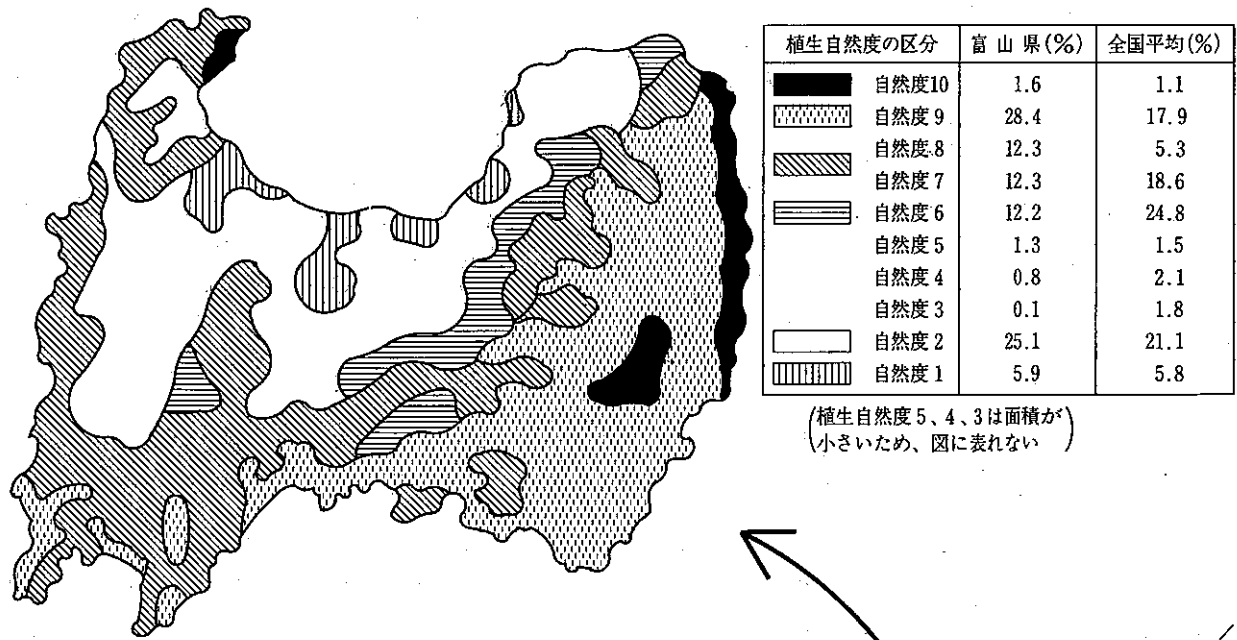
概要は表1-38のとおりであり、その面積は県土の28.2%を占めている。

さらに県では、自然環境の保全を図り、将来に引き継いでいくため、富山県自然環境保全条例に基づき、すぐれた天然林や貴重な野生生物を保護することを目的に自然環境保全地域として11地域を指定している。その概要は表1-39のとおりである。

県では、恵まれた自然環境を将来の世代に引き継いでいくことを目的とし、地形・地質、植物、動物及び景観の保全のためのガイドラインとして策定した自然環境指針（5年度策定）に基づき、各種開発事業に際して、自然環境保全上の指導、助言を行っている。この指針では、県土を約1km四方のメッシュに区切って、地形・地質、植物、動物及び景観の4つの項目について、学術性や自然性に基づく評価を行っており、その評価に応じた保全目標を明らかにしている。いずれかの項目で、最も評価が高いVとされた地域は、県東部の山岳地帯を中心に広く分布している。自然環境指針の概要は、表1-40のとおりである。

今後、すぐれた自然環境の保全を図るためには、自然環境の現況を把握することが重要であり、そのための科学的な各種調査の実施に努める。

図1-32 富山県の植生自然度図と都道府県別の植生自然比率図



(注) 植生自然度の区分は次のとおりである。

自然度1：市街地、造成地等植生のほとんど残存しない地区

自然度2：畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地

自然度3：果樹園、桑園、茶畑等の樹園地

自然度4：シバ群落等の背丈の低い草原

自然度5：ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原

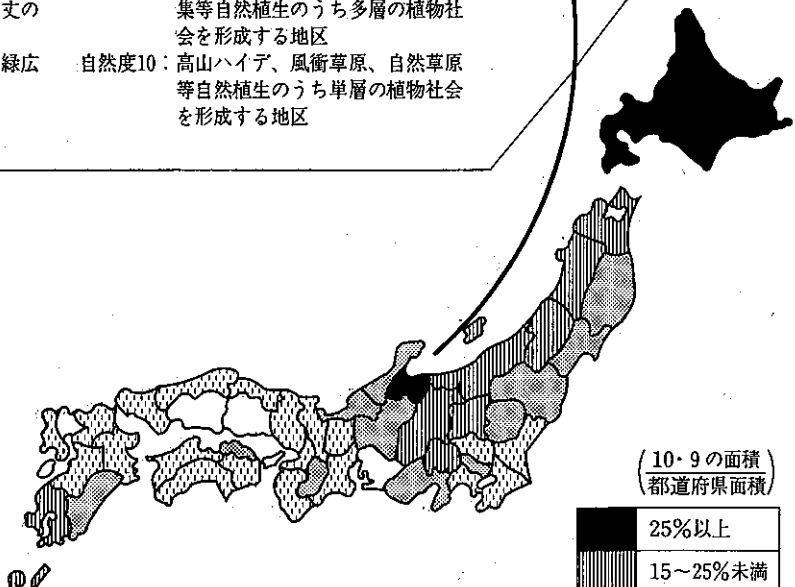
自然度6：常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地

自然度7：クレーミズナラ群落、クヌギコナラ群落等一般に二次林と呼ばれる代償植生地区

自然度8：ブナミズナラ再生林、シイカシ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区

自然度9：エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区

自然度10：高山ハイデ、風衝草原、自然草原等自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区



自然環境

出典：第5回自然環境保全基礎調査(環境省)

表1-38 自然公園の概要

区 分	名 称	面積[ha]	うち特別地域*	指定年月日(昭和)
国立公園	中部山岳	76,431	73,837*	9年12月4日
	白 山	2,742	2,742*	37年11月12日
	小 計	79,173	76,579*	
国定公園	能登半島	1,005	964*	43年5月1日
県立自然公園	朝 日	9,623	9,355	48年3月13日
	有 峰	11,600	11,600	〃
	五 箇 山	3,856	3,275	〃
	白木水無	11,554	6,473	49年3月30日
	医王山	2,943	1,548	50年2月22日
	小 計	39,576	32,251	
合 計		119,754	109,794*	

* 特別保護地区を含む。

表1-39 自然環境保全地域の概要

名称(所在地)	面積[ha]	指定年月日(昭和)	主な保全対象
沢杉(入善町)	2.7 (2.7*)	48年10月20日	黒部川末端扇状地の伏流水とサワスギ等の植生
縄ヶ池・若杉 (城端町)	315.7	〃	山地帯における池沼湿原のミズバシヨウ及びブナ、ミズナラの天然林
愛本(宇奈月町)	11.8 (1.9*)	51年6月1日	黒部川扇頂部の地形とウラジロガシ林
東福寺(滑川市)	71.5	〃	河岸段丘等の地形と安山岩で形成された節理の露頭
神通峡 (細入村・大野沢町)	152.7 (45.0*)	〃	神通川のV字峡谷とウラジロガシ、アカシデ林
深谷(八尾町)	8.5 (1.8**2)	53年7月11日	オオミズゴケ、モウセンゴケ等の湿性植物の群生地とハッコウトクノボの生息地
山の神(利賀村)	12.5 (12.5*)	54年8月7日	ブナ、ミズナラの天然林
池の尻(魚津市)	1.4 (1.4*)	56年1月17日	県内最大のミズバシヨウの純群落と、モリアオガエル、クロサンショウウオの繁殖地
日尾御前(八尾町)	34.9 (34.9*)	56年11月26日	安山岩質凝灰岩の特異な地形とすぐれた天然林
常楽寺(婦中町)	11.0 (0.7*)	61年7月9日	低山丘陵地帯にあるウラジロガシの天然林
谷内谷(利賀村)	1.1 (0.2**2)	〃	山地帯におけるオオミズゴケを中心とする湿性植物の群生地
計	623.8 (101.1*) (2.0**2)		

() 内の *付きの数値は特別地区、*2付きの数値は野生動植物保護地区の面積(内数)

表1-40 自然環境指針の概要

1 指針の役割	県内の自然環境の主要な構成要素について、県民、事業者、行政がそれぞれの立場において、適正に保全していくためのガイドラインを示すものである。
2 対象範囲等	自然環境の主要な構成要素（地形・地質、植物、動物、景観）を対象とし、県下全域を約1kmメッシュで評価したものである。
3 保全目標	自然環境の主要な構成要素（地形・地質、植物、動物、景観）ごとに、自然環境の評価を5段階で行い、それぞれの評価段階に応じた適正な保全を目指すものである。
4 項目別 保全目標	<p><地形・地質></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴重な地形・地質等は、その形態を失わないよう保全する。 ・典型的な地形要素は、県土の骨格をこわさず、その典型性を保持できるように保全する。 <p><植物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴重な植物群落の分布地や特に自然性の高い植生域は、厳正に保全する。 ・地域において相対的に自然性の高い植生域はその価値を保全する。 ・広域にわたって自然性の低い植生が分布する地域にあってはグリーンプラン等の緑化計画に基づき、積極的に地域の特性に応じた植生の復元、育成に努める。 <p><動物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴重な動物の分布地では、その生息環境を総体として保全する。 ・多様な動物が生息すると推定される地域は、一定の広がりをもった生息域を分断することなく保全するとともに、生態的なバランスをくずさない範囲で自然とのふれあいの場としての利用に努める。 ・動物の生息環境として悪化がみられる地域では、現況以上の悪化を防ぎ、積極的に環境特性に応じた動物生息環境の創造、復元に努める。 <p><景観></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然景観資源として評価の高いものは、周辺と一体として、また環境の総体として保全する。 ・眺望の対象として重要な景観資源は、眺望の特性を踏まえてそれを阻害しないよう資源そのもの及び周辺環境を適正に保全する。 ・比較的ありふれた景観資源であっても、地域の景観の構成上の役割をふまえて適正に保全する。 ・自然景観として混乱のみられる地域については、改善に努める。

(2) 自然環境の保全対策

ア 法令等による規制

国立公園、国定公園又は県立自然公園においては、自然公園法又は県立自然公園条例により公園の風致を維持するため、区域内に特別地域を指定し、その地域内における工作物の新築等について許可制を設けている。

また、自然環境保全地域については、自然環境保全条例により、13年度末現在特別地区9地区を指定し、その地区内において工作物を新築等

する場合は、許可制を設けている。さらに、特別地区内で野生動植物保護地区に指定された地区内においては、動植物種又は卵を捕獲したり採取することが禁止されている。

イ 自然環境指針に基づく指導・助言

自然環境指針に示す地域ごとに地形・地質、植物等に関する評価を踏まえ、各種開発事業に際して適切な指導・助言を行った。特に自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区の特別地区等においては、自然に負荷を与えないよう、工作物の設置、立ち木の伐採等の開発を最小限にとどめるよう指導・助言を行った。

ウ 立山道路のマイカー規制

立山一帯の貴重な自然環境の保護を目的として環境省の方針に基づき、県道富山立山公園線（桂台～室堂）へのマイカー乗り入れ禁止を継続した。

エ 自然環境の各種調査

(ア) 自然環境保全基礎調査

環境省が主体となって実施する日本の自然に関する総合的な調査で、一般的には緑の国勢調査と呼ばれ、全国の植生や動植物の分布、海岸や河川、湖沼の改変状況などを対象に行っている。13年度は、12年度に引き続き種の多様性調査として、哺乳類分布調査を実施した。

(イ) 立山植生モニタリング調査

温暖化などの環境変化が植生にどのような影響を与えているかを把握するため、科学的なモニタリング調査を実施している。13年度は10年から12年度までに美女平～浄土山・有峰において設定した調査区に対して、植生や土壌等について補足調査を行った。

(ウ) 生態系多様性地域調査

大蓮華山地域のすぐれた自然環境を保全していくため、主要な動植物種の分布、生息、生育状況及び地形・地質に関する調査を12年度に引き続き実施した。

オ 土地の公有化

自然環境の保全を積極的に推進するため、自然環境保全基金制度を47年度に設置し、自然環境保全地域、自然公園の集団施設地区等について、市町村と共同して土地の公有化を進めてきたところ、公有化した土地は13年度末現在で約142haとなっている。

2 自然とのふれあいの確保

(1) 自然とのふれあいの状況

地域の特性に応じた自然を保全しながら、多様な自然とのふれあいの場を確保していくためには、自然保護に関する施策を積極的に展開する必要がある。

昭和49年度に全国に先駆けて発足させたナチュラリスト^{*1}(自然解説員、14年3月末現在471人)による自然解説のほか、自然公園指導員、自然保護指導員、鳥獣保護員、バードマスター^{*2}(野鳥観察指導員、14年3月末現在109人)の活動により、自然保護思想の普及・啓発を積極的に図っている。

また、自然への理解を深め、自然保護思想の普及啓発を図るため、みどりの日、愛鳥週間、自然に親しむ運動月間、全国自然歩道を歩こう月間などにおいて、広く県民が参加できる自然観察会や探鳥会、講演会を毎年開催している。

さらに、国立公園、国定公園などの自然公園においては、すぐれた自然の風景地を保護しながら、その地区の特性や利用状況に応じ、歩道や公衆トイレ等の整備を進めるとともに、適切な維持管理を行ってきた。

県では、本県のすぐれた自然の風景地を県立自然公園として5か所を指定するとともに良好な自然環境を適正に保全するため、11地域の自然環境保全地域を指定しており、これらの地域についてはできるだけ自然のまま

^{*1}ナチュラリスト … 県が自然公園等を訪れる利用者に自然への理解を深め、自然保護の重要性について普及啓発するために設けている富山県自然解説員をいう。

^{*2}バードマスター … 県が野鳥観察を正しく指導するために設けている富山県野鳥観察指導員をいう。